

ポイ捨て条例改正に対するパブリックコメントについて

実施時期：平成 29 年 9 月 1 日（金）から 9 月 25 日（月）まで

- (1) 意見募集提出者数 39 人（38 人と 1 団体）
- (2) 意見等の件数 意見等件数 67 件
- (3) 改正案に対する意見・提案への対応
- | | |
|-----------------------|------|
| 修正・追加する | 1 件 |
| 盛り込まれており、修正しない | 6 件 |
| 修正しないが、今後の取組において検討、参考 | 54 件 |
| 状況説明など | 6 件 |
- (4) 改正案に対する主な意見

○ 全般	10 件
・異議なし。バランスのとれた良い内容である	(1 件)
・名称に「喫煙」を含めると「たばこ」だけの条例に思われてしまうのではないか。	(1 件)
・更なる厳罰化、規制強化を望む	(2 件)
・喫煙に関する条例の制定に反対	(1 件)
・条例の内容について、周知・啓発をきちんとするとともに、この改正をきっかけに、市民に対しマナー向上のための環境教育も進めてほしい	(4 件)
・観光イメージに与える影響などについて、観光客に意識調査を実施してはどうか	(1 件)
○第 1 条 受動喫煙について	6 件
・目的に受動喫煙（健康被害）について加えてほしい	
○第 2 条 喫煙の定義について	8 件
・「火を使わないたばこ」を喫煙の定義に含めないのはおかしい（健康被害の観点から）	(7 件)
・「火を使わないたばこ」をきちんと整理して定義づけしている	(1 件)
○第 2 条 道路等の定義について	1 件
・道路にたばこの煙が及ぶ範囲の道路脇や山岳、森林、その他観光地も加えてほしい	
◎第 4 条 市民の責務について	1 件
・火のついたたばこについて「安全を確保すること」としたほうが、喫煙者に対し安全意識を明確に伝えられる。	

<p>○第7条 ポイ捨ての禁止について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポイ捨て禁止に対する対策の強化、厳罰を求める 	<p>4件</p>
<p>○第8条 道路等における喫煙の禁止について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転中（信号待ち含む）の窓を開けての喫煙を禁止してほしい ・携帯灰皿を持っていればどこでも吸えてしまうので反対 ・場所によっては、時間帯による規制を検討すべき 	<p>6件 (4件) (1件) (1件)</p>
<p>○第10条 犬のふんの放置について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・犬や猫のふんについても、厳罰化してほしい 	<p>4件</p>
<p>○第11条 重点地区の指定について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重点地区として指定せず、市内全域を対象にほしい ・人通りの多い場所や善光寺などの観光地エリアなど含めるべき ・指定する場合、理由（根拠）を明らかにしてほしい 	<p>6件 (2件) (3件) (1件)</p>
<p>○第13条 指導及び勧告について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察と協力体制をとるなど、取締りを強化してほしい 	<p>1件</p>
<p>○第14条 過料について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過料ではなく、刑事罰とすべき ・守れない人がいるのだから仕方がないが、罰則を科す前に更なる啓発活動に取り組むべき 	<p>2件</p>
<p>○ 喫煙所の設置やあり方についてのご意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・喫煙者に対し、きちんと吸える場所の確保をし、わかりやすい案内が必要 ・喫煙場所の確保と区分けをきちんとし、たばこを吸う人、吸わない人との共存を図るべき ・町の景観を損なうため、目立たない場所に設置し、副流煙を感じさせない対応をしてほしい ・休めるベンチや部屋のような喫煙所は返って、喫煙者に対する優遇にみえる ・道路上の灰皿設置は禁止が好ましいが、やむなく設置する場合は、近隣の許可も得るようにしてほしい 	<p>18件</p>